

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援 制度の確立を求める意見書

文部科学省の「令和３年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で２４万４，９４０人と９年連続で増加しており、福岡県内でも１万２，２９９人が不登校と、依然高水準で推移しています。

また、不登校の定義となっている年間欠席３０日以上に当てはまりませんが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれていないと言え、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられます。

教育機会確保法の基本理念２の「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援」、また令和元年１０月２５日文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、具体的に個々の状況に応じてフリースクールなどの民間施設など多様な教育機会を確保することが明記されています。

しかし、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、利用料月３万３千円程度（文部科学省調べ）という経済的負担に加え、身近に通う民間施設がない場合には遠方への通学のための身体的、時間的、心理的負担も加味しなければなりません。また、民間施設を設立するための経済的支援制度は一部の自治体が制定しているものに留まっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくありません。

以上のことから、現状では、すべての児童生徒に教育機会確保の目的が果たされているとはいえない状態であり、早急に具体的対策を講じる必要があると考えられます。

よって、国において、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体的対策として、次の事項について強く要請します。

記

- １ 教育機会確保法の制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。

2 文部科学省の指針に沿ったフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的支援制度の確立を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月9日

福岡県直方市議会議長 中西 省三

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
内閣官房長官	松野 博一 様
総務大臣	松本 剛明 様
財務大臣	鈴木 俊一 様
文部科学大臣	永岡 桂子 様